

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
26	高崎市	群馬	—
26	富岡市	七日市・黒川	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

平成28年度経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
28当初	伊勢崎市	境	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
29	明和町	梅原	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
平成30年度	高崎市	中川、新高尾、長野	付加価値額及び経営面積の拡大の目標が未達成であった。農地中間管理事業を活用し、経営面積の拡大を図るとともに作業の効率化等により付加価値額の拡大も図るよう指導した。
平成30年度	富岡市	富岡・東富岡	付加価値額の拡大が目標未達成である。市場動向を注視し、収入の増加により、付加価値額の増加が図れるよう指導した。
平成30年度	館林市	全域	付加価値額拡大の目標が未達成であるので、販路開拓等により収入の増加を図るよう指導した。 付加価値額及び経営面積の拡大の目標が未達成であるので、農地中間管理事業を活用し、面積の拡大を行うとともに収入の増加も図るよう指導した。
平成30年度	板倉町	板倉町	経営面積拡大の目標が未達成であるので、農地中間管理事業の活用により面積拡大を図るよう指導した。 付加価値額拡大の目標が未達成であるので作型を工夫するなど収入の増加が図れるよう指導した。
平成30年度	千代田町	全域	経営面積の拡大が未達成であるので、農地中間管理事業の活用により面積拡大を図るよう指導した。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、成果目標が達成されている地区の場合は「―」を記入する。
なお、目標年度において成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。